

平成
30年度

～河内長野市では市内事業者への支援を強化します。～

河内長野市中小企業等経営基盤支援補助金

河内長野市では、市内中小企業者等の経営基盤の強化や技術力の向上を図り、市内産業の発展に寄与することを目的として、「河内長野市中小企業等経営基盤支援補助金」を制定しました。市内中小企業者が「研究開発」「産業財産権取得」「人材育成」に要した経費に対し補助金を交付します。

対象者

- 以下の条件を満たす中小企業者及び中小企業交流団体になります。
- ・市内に本店又は主たる事業所を有していること。
 - ・市内で同一事業を6ヶ月以上営んでいること。

補助金額

補助対象経費の2分の1を補助！します。
(年度毎に各事業10万円が上限。
ただし、年度毎の3事業の合計20万円が上限)

研究開発支援

～研究開発のため、事業者が公的研究機関に依頼した調査費用等の一部に対し補助金を交付～

補助対象経費	市内中小企業者等が公的研究機関で ・開放機器等の使用 ・調査・研究の委託 ・試験研究の依頼 ・共同研究 等 を行った場合に要した以下の経費が対象となります。 ① 機器使用料 ② 依頼試験料 ③ 指導料 ④ 研究委託料 等
実施対象機関 (公的研究機関)	・大阪府立産業技術総合研究所 ・大阪府立大学 ・大阪府立公衆衛生研究所 ・大阪市立大学 ・一般財団法人日本食品分析センター ・大阪市立工業研究所 など
補助金額	<u>補助対象経費の2分の1以内</u> (上限額10万円)
申請期限	事業完了日から起算して6ヶ月以内
添付書類	・実施内容の説明書 ・事業実施に要した経費に係る領収書の写し ・中小企業交流団体の場合 → 役員及び会員名簿、団体の趣旨・過去1年の活動実績を記載した書類 ・市税の完納証明書 ・会社の概要 等 (※転居、移転の状況などで添付書類が変更となる可能性があります)

産業財産権取得支援

～市内事業者が産業財産権を出願又は取得する際に要した費用の一部に対し補助金を交付～

補助対象経費	市内中小企業者等が、産業財産権の出願又は取得に要した以下の経費が対象となります。 ① 出願料 ② 審査請求料 ③ 登録料 ④ 電子化手数料 ⑤ 弁理士に要した経費
補助金額	<u>補助対象経費の2分の1以内</u> （ <u>上限額10万円</u> ）
申請期限	産業財産権の出願又は取得日から起算して6ヶ月以内
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・特許庁発行の特許申請、実用新案申請、意匠申請、商標申請の受領書の写し・補助対象経費の支払いを証明する書類の写し・産業財産権の申請内容がわかる書類・市税の完納証明書・会社の概要 等 （※転居、移転の状況などで添付書類が変更となる可能性があります）

人材育成支援

～市内事業者の役員や従業員が国家資格・公的資格の取得に必要な研修等の受講、試験等の費用の一部を補助～

補助対象経費	市内中小企業者等に勤務する役員・従業員が、国家資格・公的資格の取得に要した以下の経費になります（取得が条件）。 ① 資格取得に付随する研修等の受講費 ② ①に義務付けられたテキスト等購入費 ③ 試験費用
実施対象機関	<ul style="list-style-type: none">・国、地方公共団体、法律で指定された団体・合格者の認定を国又は大臣が行う資格試験を実施する民間企業、公益法人など
補助金額	<u>補助対象経費の2分の1以内</u> （ <u>上限額10万円</u> ）
申請期限	修了日から起算して6ヶ月以内
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・研修、試験実施機関発行の受講修了証明書、資格証明書・受講料等の領収書の写し・市税の完納証明書・会社の概要 等 （※転居、移転の状況などで添付書類が変更となる可能性があります）